

会 議 録

会議の名称	(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 (第2回)
事務局	保健福祉部地域福祉課
開催日時	平成29年9月12日(金) 午後6時00分～午後8時20分
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室
出席者	出席委員12人(欠席委員1人) 委員長 根上 彰生委員 副委員長 金子 和夫委員 委員 佐藤 宮子委員 上原 和委員 山本美津子委員 諏訪間千晃委員 荒井 康善委員 酒井 利高委員 大西 義雄委員 深澤 義信委員 永並 和子委員 欠席 水津 由紀委員 事務局職員 福祉保健部長 佐久間育子 福祉会館等担当課長 前島 賢 地域福祉課地域福祉係主査 山口 晋平 庁内検討委員会職員 大澤子ども家庭部長 鈴木コミュニティ文化課長 関地域福祉課長 藤井自立生活支援課長 高橋介護福祉課長 鈴木高齢福祉担当課長 石原健康課長 秋葉子ども家庭支援センター等担当課長 林公民館長
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	11人
会議次第	1 開会 2 報告・連絡事項等 (1) 委員の辞任及び選任について (2) 施設見学の報告について (3) その他 3 議事 (1) 委員会の運営等について(意見・要望シートの活用について) (2) 会議録の承認について (3) 建設基本計画(素案)における基本理念の検討 (4) 建設基本計画(素案)における導入機能等の検討 4 その他 (1) ワークショップの開催について (2) 次回の開催日時について
主な発言要旨	別紙のとおり
提出資料	※ 配布資料 (資料①) 委員名簿(平成29年9月12日現在) (資料②) 施設見学報告書 (資料③) (仮称) 所沢市総合福祉センター(複合施設)基本計画 (資料④) 市民センター周辺地区整備基本プラン(三鷹市) (資料⑤) ワークショップについて(チラシ) (資料⑥) 市議会等提出資料 (資料⑦) 提案書(早期に新福祉会館建設を目指す会) (資料⑧) 意見・提案シート (資料⑨) 第1回(仮称)新福祉会館建設基本計画市民検討委員会会議録 (資料⑩) 「地域共生社会の実現に向けて」(当面の改革工程)概要 (資料⑪) 市民協働のあり方等に関する答申書の概要 (資料⑫) 小金井市新庁舎建設基本計画(概要版) (資料⑬) 導入予定機能一覧表 (資料⑭) 機能連携イメージ図

1. 開 会

○事務局（山口福祉会館等担当主査） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、第2回（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会を開会いたします。

なお、本日、水津委員は欠席のご連絡をいただいております。

初めに、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

資料①から⑭まで配付してございます。番号をご確認いただけますでしょうか。落丁、乱丁等、ございませんでしょうか。ないようでしたら、各資料の説明は、次第に沿って進めさせていただきますと思います。

それでは、委員長、よろしく願いいたします。

○根上委員長 皆さん、こんばんは。

本日は、第2回ということで、前回7月でしたので、2カ月ぶりということになります。

前回、建設場所をお決めいただきました。場所が決まったということで、具体的内容の検討が急ピッチで進められていると思います。

本日は、主な議事としては、具体の施設計画に入る前段階の基本理念と導入機能を検討するというので、姿形が見えてくるのは次回以降ということになるかと思いますが、大変重要な部分でございます。

遅い時間からのスタートですので、8時には終了させたいと思っておりますが、熱心なご議論をいただければと思います。

円滑な進行にご協力いただきたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

2. 報告・連絡事項等

（1）委員の辞任及び選任について

○根上委員長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第に沿って進めさせていただきます。

まず、次第の2、報告・連絡事項等、（1）委員の辞任及び選任についてから、事務局、ご説明をお願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料①委員名簿をごらんください。

平成29年8月30日付で、小金井市民健康づくり審議会からご選出いただいております小林委員から、辞任のお申し出と辞任届のご提出がございました。

そのため、（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱第4条第3項の規定に基づきまして、補欠委員の委嘱手続を行うため、同審議会から改めて本委員会への推薦を依頼いたしました結果、大西義雄さんのご推薦をいただきましたので、本日、委員として委嘱をいたしました。

期間は、本日9月12日から12月31日の期間でございます。

説明は、以上です。

○根上委員長 それでは、大西委員、一言ご挨拶いただけますか。

○大西委員 今、ご紹介にあずかりました大西と申します。

小林委員が棄権されたものですから、私のほうへお鉢が回ってまいりました。

私は、健康づくり審議会のほうの委員もさせていただいています。そして、特別、私は福祉の専門家でもないのですけれども、所属は薬剤師会でございます。

ただし、福祉に対しては、極めて興味はたくさん持っております。

考えてみますと、3年ぐらい前に義理の母が、この福祉会館で車椅子ですか、貸し出し、約半年間ぐらい車椅子をお借りいたしまして、大変助かった思いがあります。その助かったというのは、えらく安いのですね。600円とか800円とか、びっくりしました。実のことを言うと。あれは市販で買いますと、結構高いのですね、車椅子というのは。

そういう点では、大変、福祉会館を利用させていただいた経験がございます。

何分にも専門家ではございませんので、皆さんの意見を聞きながら勉強させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(2) 施設見学の報告について

○根上委員長 それでは、報告・連絡事項の(2)施設見学の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(山口福祉会館等担当主査) 資料②、カラー刷りのものをご用意をいただきたいと思います。

本資料は、平成29年8月21日に実施いたしました施設見学の実施報告書でございます。

時間の都合上、詳細につきましては省略いたしまして、主な内容のみご報告いたします。

見学した施設は2カ所ございまして、午前中に、所沢市こどもと福祉の未来館、午後からは、三鷹市の元気創造プラザの見学をいたしました。

まず、所沢市のこどもと福祉の未来館は、委員7人を含む合計20人で施設見学を行いました。

当施設は、「思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまち」を目指す地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設として、平成29年1月に開館した施設でございまして、鉄筋コンクリートづくり、地上3階建て、延床面積約6,200平方メートルの中に、1階には福祉の相談窓口や福祉ボランティア活動支援などを行う地域福祉センターを、2階には子育て支援や子どもの発達支援などを行うこども支援センターを設置いたしまして、3階には所沢市社会福祉協議会が設置されております。これらの機能が連携・協力しながら地域福祉の推進を図る施設とのことでございました。

続きまして、三鷹市の元気創造プラザでございます。

当施設は、委員6人を含む合計18人での見学を行いました。

災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造拠点として平成29年4月に開館した地上5階、地下2階の施設でございまして、総合スポーツセンター部分を除いた延床面積は、約1万1,000平方メートルでございます。

「防災対策の促進」「子どもの健やかな育ち」「高齢者・障がい者を含むすべての市民の福祉の

向上ならびに健康の保持増進」「生涯学習・スポーツ推進」といった多様な機能を集約し、こども発達支援センター、総合保健センター、福祉センター、生涯学習センター、総合防災センターが入る施設でございます。

事前質問に対する施設側からの回答につきましては、見学当日も口頭でいただいたところではございますが、資料②の後半部に、それぞれ資料として添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

また、本日は、当該2施設のそれぞれの基本計画に当たる冊子を資料として配付してございます。

一つが（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）基本計画、もう一つが市民センター周辺地区整備基本プランというものでございまして、今後、本委員会において、建設基本計画の素案の内容の協議、ご検討をいただくことになっておりますが、それぞれコンセプトが異なりますので、そのまま参考となるわけではございませんけれども、実際に見学を行った施設の基本計画に当たるものですので、基本計画案の策定に当たってのサンプルとしてイメージがしやすいのではないかと思います。

計画の内容につきましては省略いたしますが、中身をごらんいただければと思います。

説明は以上です。

○根上委員長 施設見学にご参加された委員の方、どうもご苦労さまでした。

見学の感想など、ありましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○諏訪間委員 所沢市のこどもと福祉の未来館のほうは、私は、皆さんと一緒に行く前に一度、個人的に見に行っているのですけれども、見学会では質疑応答なんかもあったので、事前の質問もあるのですけれども、そちらもあったので、より理解が深まったと思います。

全体的に、入った瞬間に通路がすごく広くて、車椅子の方でも、かなり余裕を持ってすれ違うこともできるのではないかなという印象がありました。

また、各部屋の前に、手すりはずっと通路にあるのですけれども、その各部屋の前に、点字で部屋の名前が書いてあったりとかして、障がい者の方への配慮が、かなり細やかだったなという印象があります。

ただ、お話を伺うと、障がい者団体の方などから、かなり事前に意見交換をされていたということなのですが、それで、ここまでできているのだなと思ったのですが、ただ、やはり視覚障がいをお持ちの方は、どうしても模型とか図面とかを見ることができないので、どうしても竣工後に何か、こうじゃなかったというところが出てきてしまうということは、お話を伺いました。

それで、そういうところは、できるだけ、やはり配慮はもちろん必要なのですけれども、竣工後にもそういうことは必ずあるということで想定するといいいのかなと、そういうことも必要なのかなと思いました。

それから、総合相談窓口があったのですけれども、私が個人的に、きょう急ぎで資料を探してきたのでお配りしたいのですが、おもてに所沢市のこどもと福祉の未来館の1階部分の平面図がありまして、総合相談窓口は、皆さん、このとき相談者の方がいらしたので中を見ることができなかったと思うのですけれども、こういう形で中に事務スペースがあって、周りに相談ブースが8個ありました。

それから、奥のほうに相談室が1、2、3、4、5、6あります。大体広さは、ここに書いてい

なかったのですけれども、ほかのフロアの図面から考えると、200平米ぐらいかなという感じです。

これを見て、私は、今回の新福祉社会館の相談窓口のイメージも、ちょっと近くできるのかなという印象のほうは、ちょっと持ちました。

この施設では、この中の事務スペースというのが全てではなくて、3階に社協の事務スペースもあるので、現況の社協の1階部分のフロアは同じぐらいで、多分、もし間違っていたらご指摘いただきたいのですが、200平米ぐらいだと思うのです。なので、近い形で、もしかしたらできるかもしれないなという印象がありました。

それから、三鷹の元気創造プラザのほうなのですけれども、こちらは、従来あった福祉社会館の中身を丸ごと引っ越してこられたという感じで、かなり、前にあった施設を忠実に再現するという、そういう印象だったので、さらに保健センターと生涯学習のための活動スペースとスポーツ施設を加えてつくった施設ということで、小金井の状況とはかなり違うのですけれども、全館が、例えば被災したときには、防災の拠点となるように想定されているというところが、かなり参考になったかなと思います。

5階には、市の防災課と安全安心課があって、その裏面のほうに、その転換……先ほどお配りした資料の裏面にあるのですけれども、例えば1階から5階のそれぞれのセンターは、災害時には、それぞれの災害対策本部になるという形になるので、こういったところは、小金井のほうでも参考になるかなと思いました。

以上です。

○根上委員長 詳細なご報告、ありがとうございます。

全員の参加された委員のお話を伺っている時間がないのですが、あとお一方ぐらい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、資料の③、④は、今後の参考にしていただければと思います。

(3) その他

○根上委員長 それでは、次に移りたいと思います。

報告・連絡事項の(3) その他、何かありますでしょうか。

○事務局 (山口福祉社会館等担当主査) 資料⑥及び資料⑦をごらんいただきたいと思います。

資料⑥は、前回7月7日に開催された第1回委員会から本日まで、市議会へ提出した資料でございます。説明については、省略させていただきますので、中身はごらんいただきたいと思います。

資料⑦は、本委員会の根上委員長に対しまして、市民団体から提出があった文書でございます。内容の詳細につきましては、ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局 (前島福祉社会館等担当課長) 委員長、少しつけ加えさせていただきます。

○根上委員長 お願いします。

○事務局 (前島福祉社会館等担当課長) 福祉社会館等担当課長でございます。

それで、8月1日に市議会の庁舎及び福祉社会館建設等調査特別委員会が開催されておりまして、そちらの場で資料の要求がございました。

9月19日の特別委員会に提出いたしますので、次回の市民検討委員会のほうにお示しすることを考えておりますので申し添えます。

提出する資料の内容についてだけ、ご報告させていただきます。

内容については、一つが「我が事・丸ごと」地域共生社会の理念に照らして、新福祉会館に入る予定の機能及び入らない予定の機能について、どういう点が理念と合致し、どういう点が理念と合致しないと判断したのか整理したもの、また、地域共生社会の実現に向けて、市がどういうロードマップで計画を策定するかがわかるもの、また、新福祉会館に入らない予定の機能で、今後、移転先を確保する必要があるものについて、それぞれの必要面積や場所を確保した際にかかる賃料を試算したもの、また、福祉共同作業所について、基準面積など具体的な内容がわかるもの、それと、地域生活支援センターそら、シルバー人材センター、悠友クラブ及び福祉共同作業所について、今後の方向性がわかるもの、また、新福祉会館に入らない場合に必要となる諸経費ということについて要求がございましたので、次回、またお示しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○根上委員長 新福祉会館の建設につきましては、市民の方々の関心も非常に高いということで、いろいろなご意見をお持ちの方がおられると存じます。

本委員会においても、こうしたご意見やご提案を踏まえながら、丁寧な議論を心がけていきたいと思っております。

それでは、ただいまの説明の部分についてのご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○諏訪間委員 諏訪間です。

今、お知らせいただいた資料というのは、次の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会に出される資料で、今、ここにはないということでしょうか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） はい、そのとおりです。

○諏訪間委員 わかりました。

○根上委員長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○根上委員長 それでは、次第の2、報告・連絡事項等は、終了いたします。

3. 議 事

（1）委員会の運営等について（意見・要望シートの活用について）

○根上委員長 3の議事に移りたいと思っております。

議事の（1）委員会の運営等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料⑧をごらんください。

意見・提案シートでございます。

本資料は、広く市民の皆様の意見を反映するため、傍聴者へも委員会に対する意見をできる場を設けることを目的として、幅広く活用するよう、市民参加推進会議において提言があったものでございます。

このシートを当委員会におきまして活用していくかどうか、また、取り扱いはどうするかについて

て、本日ご協議をいただきたいと思います。

ご承認いただけましたら、本日、もう既にご用意してございますので、帰りに受付でお配りできるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○根上委員長 前回のこの会議で、ご提案があったかと存じますが、傍聴された方々など、大変、この建設について関心の高い方々、ご意見をお持ちの方から、このような意見とかご提案をいただければ、それも参考にしながらということで、事務局にこういうものを作成していただいたかと存じます。

いかがでしょうか。何かご意見とか、ありますでしょうか。

○諏訪間委員 これは、私のほうから提案したことなのですが、これは、今、傍聴の方からとおっしゃいましたが、委員の方からも、もちろん書いて提出できるということですか。

○根上委員長 はい。この場で発言し切れなかったことをこういう形で載せているということです。

○佐藤委員 佐藤です。

この意見・提案シートの導入については、私も賛成なのですが、これの提示の仕方ですけれども、ここに、委員会で資料として配付しますというふうに記載されているのですが、次回の委員会の場に来て初めて見るのだと、検討する時間がないので、事前資料としてお送りいただけるのかどうかということ、ちょっと確認できればと思います。

○根上委員長 それでは、事務局、お願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 次回開催の10日前と記載してございます。取りまとめに時間がかかるものとも思いませんので、またメールですとか郵送でお送りできるかと思っております。1週間ぐらい前ですね。

以上です。

○根上委員長 余りぎりぎりですと、検討する時間もないということになりますが、とはいっても、余り早いと、今度は間に合わないということもありますので、10日ぐらいということで、それでは、事務局にそういう形でご対応いただければと思います。

ほかに何かご意見はありますでしょうか。

特にないようでしたら、次回の委員会から、この意見・提案シートを活用するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○根上委員長 では、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、開催の10日前に事務局に届いたものは、次回の資料として、できるだけ事前に配付ということでお願いしたいと思います。

（2）会議録の承認について

○根上委員長 それでは、議事の（2）会議録の承認に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料⑨をごらんいただきたいと思います。

会議録と記載されたものが2種類ございます。一つは、要点記録、もう一つは、全文記録の会議録でございます。

先月、委員の皆様には内容のご確認をいただいたものでございます。

前回委員会におきまして、要点記録での会議録作成のご承認をいただいたところではございますが、その後、全文記録で会議録作成と公開をお求めになる声等がございますので、本日の委員会において、改めて全文記録での会議録の作成及び公開をご承認いただけるようであれば、そのように変更し、公開をしていきたいと考えてございます。

ご協議をよろしくお願いいたします。

○根上委員長 事務局から説明と提案がありました。

前回の本委員会において、会議録は要約記録で作成する、そして公開するというご希望のところですが、ただいま事務局から全文記録での作成としたいという提案がありました。

既に作成はしていただいておりますが、これをそのまま公開するというご希望も含めてかと思いません。

何かご意見はありますか。

どうぞ、諏訪間委員。

○諏訪間委員 私は要約と、最初、全文だけだと内容を市民の皆さんが把握するのが大変かなと思って、前はそれでいいかなと思ったのですが、両方セットで公開していただけるということであれば、そのほうがいいと思いますので賛成です。

○根上委員長 両方セットということですが、そのようなことでお考えでしょうか、事務局。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 全文ですと、また要約にするという作業があるのですが、できることであれば、全文をそのまま、全文で公開させていただければと思っております。

○根上委員長 既に第1回については両方作成していますので、これをそのまま公開することは、それほどハードルが高くないかと思いますが、第2回目以降になると、両方という、また手間がかかってくるというあたりかと思えます。

要約は、市民の方が見るのには見やすいかと思えます。全文ですと、読むのが大変で、ちょっと読むのはやめておこうかということになりかねないです。そのあたりは、どちらがいいのかということかと思えます。

多分、全文という意見が出たのは、発言の要約をすると、細かいニュアンス等が伝わりづらいというようなことも含めて、全文がいいのではないかということかと私は推察いたしますが、いかがでしょうか。

○諏訪間委員 どちらかということであれば、やはり全文のほうが、より情報公開としてはいいかなと。

○根上委員長 どうでしょうか。

○酒井委員 ありのままでいいのではないですか。

○根上委員長 ありのままで、全文で。

よろしいでしょうか。委員の方、皆さんがご了解いただければ、どちらでも、これは、どちらがすぐれているという方法ではなく、いろいろな委員会の議事録というのは、両方のやり方がありますが、全文公開ということによろしいでしょうか。

○諏訪間委員 諏訪間です。

もう一つですが、全文のほうで、19ページの私の発言の一番上の3行目のところですが、細かいところなのですが、「多目的室とマルチスペースの違いです。マルチスペースというのもあるので

すね」と書いてあるのですけれども、この「マルチスペースというのもあるのですね」は、「多目的スペースというのもあるのですね」だと思います。多分。

○根上委員長 わかりました。

○諏訪間委員 これだけ修正です。お願いします。

○根上委員長 そのような修正は、改めてあるかと思えます。

前は、要約を公開ということでしたので、要約のほうはじっくり見ていただいたかと思いますが、事前にそちらの全文をお送りしてはいますが、公開という前提ではなかったもので、改めて目を通して、修正ということであれば、それで事務局が対応いたします。

いつぐらいまでに。

○事務局（山口福社会館等担当主査） 一度、お送りしてあると思えます。なるべく早目に、今週中までをお願いしたいと思います。

○根上委員長 わかりました。

公開というのは、きょう決まったことですので、公開であれば、もうちょっと修正したいというご要望もあろうかと思えます。今週はちょっと忙しいのですが、ぜひよろしく願いいたします。

（３）建設基本計画（素案）における基本理念の検討

○根上委員長 それでは、ここからが本題になろうかと思えますが、議事の（３）建設基本計画（素案）における基本理念の検討、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前島福社会館等担当課長） 福社会館等担当課長でございます。

それでは、基本理念のご検討をいただくに当たりましては、資料⑩から⑫という形でお伝えさせていただきたいなと思っております。

まず、私のほうからは、資料⑩を提出させていただいております。

こちらは、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）ということで、厚生労働省が決定したものでございます。後ほどご説明いたしますが、参考にごらんいただきたいと思います。

それから、⑪、⑫につきましては、佐藤委員のほうから、実はご要求がありまして、ご提出しておりますので、私のほうの説明を先にさせていただいて、後で佐藤委員のほうからご趣旨の説明をいただければと思います。

それでは、基本計画の基本理念についてご検討、ご協議いただきたいと思います。

素案でお示しさせていただいておりますが、基本理念についてご説明いたします。

素案４ページの（３）基本理念をごらんいただければと思います。

ご用意いただけましたでしょうか。申しわけございません。

基本理念につきましては、「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」としてあります。

こちらの基本理念の成り立ちでございますが、少し説明させていただきたいと思います。

こちら、長期総合計画、後期基本計画という市の最上位の計画の中で、「地域福祉を推進していく上での主役は、地域に暮らす市民一人ひとりであり、行政の取組に加えて、地域住民との協働や市民同士のネットワークの強化、ボランティア団体やNPO団体などとの連携が不可欠で課題ともなっています。福祉活動の拠点である福社会館については、将来を見据え基本理念に基づく福祉の

拠点として整備する必要があります」としております。

また、保健福祉分野の総合的な計画である保健福祉総合計画の計画的推進として、計画の目標、目指す姿、理念として、「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で互いに支えあい、助け合いながら、安全・安心な生活を送れるような地域づくりを目指し、保健福祉総合計画の計画的な推進を図ります」という形となっております。

そして、その計画の中では、基本理念、素案のほうにも書いてございますが、「人間性の尊重」「自主・自立の確保」「参加・連帯と共生」「生活の質の向上」を掲げてございます。

(仮称)新福社会館建設基本計画(素案)では、この四つの理念を継承し、親しみやすい言葉として、「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」を基本理念としてお示ししたところでございます。

基本理念を継承するもととなっている保健福祉総合計画について、少しご説明いたしますと、本市における保健福祉分野の総合的な計画として、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画、現在は第3期障害福祉計画、そして、第5期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の4計画を包含した計画として策定しているものでございます。

次期の計画は、平成30年3月に策定予定でございますが、現在、策定委員会を開催しながら進めているところでございます。

現時点におきましては、この四つの基本理念は、次期保健福祉総合計画においても引き継がれる予定でございます。そういう状況でありますことを、ちょっと申し添えさせていただきたいと思っております。

また、旧福社会館内で行われてきた市民活動や公民館での学びをきっかけに、福祉活動などの言動力となってきたことを踏まえまして、社会教育法の公民館の役割のエッセンスを取り入れて「学び」ということを表現し、実生活に即する学びに関する視点は、基本理念につながるものと考えまして、こちら、小金井らしい施設づくりにつながると期待していることを説明に加えてさせていただいております。

基本理念のご説明としてはここまでなのですが、基本理念に基づいた施設の方針といたしましては、地域共生社会を実現するための拠点を目指し、整備するものとして、素案でお示しさせていただいておりますので、ちょっとここで、あわせてご説明させていただきます。

そこで、資料⑩に行くわけですけれども、こちらは、平成29年2月7日に厚生労働省から示された「地域共生社会」の実現に向けてでございます。国の動向として、ご確認いただければと思います。

この工程でございますが、素案3ページにもちょっと記載させていただいておりますが、社会福祉施策の動向では、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、既存の縦割りのシステムには課題が生じていることや複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って、従来どおりの縦割りのサービスを全て用意するのは困難となってくることが想定され、厚生労働省では、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを示し、包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムや、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの構築によって、さ

さまざまなニーズに対応する新しい包括支援体制の確立を目指しております。

その福祉の提供ビジョンに沿って、地域共生社会の実現に向けた工程が示されたものでございます。

こちらの地域共生社会につきましては、保健福祉総合計画の課題や目指すべき方向につきましては、この包括的な支援体制の構築ですとか、支え合う体制づくりですとか、こういったものが、ベクトルが同じ方向を向いてございます。

新施設につきましても、将来を見据えた施設とするため、この「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」を基本理念に、地域共生社会を実現するための拠点として整備してまいりたいと考えております。

機能につきましては、先ほどもございましたとおり、各担当から、後ほどご説明させていただきますが、まずは、基本理念についてご議論いただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それで、先ほど申し上げましたけれども、佐藤委員のほうから、本日配付している⑪、⑫の資料について、ちょっとご説明をお願いいたします。

○根上委員長 佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。

私がこの資料を請求したのは、前回の委員会で、庁舎と同じ、同じ敷地と言っていいのかどうか分からないのですが、ところで建設するということで、基本、この委員会は福祉会館に関することの検討ということは重々わかっているのですけれども、やはり庁舎とすぐ接近して建てるということであると、庁舎の基本計画というものが、やはり少し認識を持って、互いに例えば共有できる、共有できるというか、機能を入れかえたりとか、若干の修正ができるかと思ひまして、まず小金井市の新庁舎の建設基本計画のことは少し委員の皆様も認識していただいたほうがいいかと思ひて、基本計画のほうは請求いたしました。

初めは、概要版ではなくて、全部というふうをお願いしたのですけれども、全部をここで検討するのは大変なのでということで、概要版にさせていただきました。

これほどのボリュームのある計画を、福祉会館のほうは、できはしないとは思いますが、やはりボリュームは少し少なくなるとは思うのですが、理念があって、その後の建設の細かな整備方針とかそういうことは、こんなふうに書いていくということが理解できるのではないかと思ひて、参考にさせていただければと思ひて資料をお願いいたしました。

それと、その前にある⑪のほうの市民協働のあり方等に関する答申書の概要なのですが、これも実は、平成24年3月に、小金井市における市民協働及び（仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等についてという、市民協働の推進に向けてという答申書が、実は市に提出されています。

もう5年以上たってしまったので、覚えていらっしゃらない方も多いかと思ひますけれども、先ほど事務局のほうからご説明いただいた地域共生社会ということに関しては、やはり市民協働で、市民ができることは、市民が自分たちの市を担って、できることはしていくというような基本理念にも関係することだと思ひまして、これも実は、本当は全文というふうに思ひたのですけれども、全文だとかなり厚くなるというので、その概要を市の職員の方がまとめてくれたほうのところを、資料としてお願いいたしました。

市民協働支援センターというのが、今回の原案のほうにも若干入っているので、市民協働支援センターというものと、市民協働の理念というものが、どんなふうに答申をされているのかということが、今後の福祉会館の基本計画に、参考になるのではないかとあって、提出させていただきました。

済みません、説明が長くなりました。参考に、よろしく願いいたします。

○根上委員長 ありがとうございます。

全文の資料については、もし委員の方、見たいということであれば、事務局のほうにおっしゃっていただければ。

○佐藤委員 市のホームページからダウンロードで。

○根上委員長 市のホームページからダウンロードはできるというようなことでございます。

それでは、ただいまご説明いただいたことについてご意見、ご質問等、ありましたら、お願いいたします。

特にご質問等、よろしいでしょうか。

この基本理念、建設計画（素案）の理念について、これは、既にこういう形でまとめておりますが、今後、検討しながら部分的に変更するというような可能性があるものでございます。

もしご意見がありましたら、今、お伺いして、また今後も継続して検討はするということですが。

○山本委員 山本です。

ちょっとお伺いします。

基本理念の「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」という、これは、キャッチフレーズですか。これは、何かパンフレットとか何かに、いろいろ、これから活用されるというか、掲載されるものなののでしょうか。この文言が。

○根上委員長 いかがでしょうか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長でございますが、今現在は、そこまでは考えていないところですが、基本理念の一つのキャッチーな言葉としてお示ししているということでございます。

○山本委員 ありがとうございます。

○根上委員長 これは、建設に当たっての基本理念ということですが、こういう理念を定めたら、多分、その後の運用についてもこの理念に沿って行われるということになるかと思っております、やはり機会があるごとに、こういう理念というのは公布したほうがいいのかなというふうに考えます。

今後、ご検討いただけるかと思えます。

ほかは、いかがでしょうか。この理念の内容について。

諏訪間委員。

○諏訪間委員 施設のコンセプトというところで、ここにスケルトン・インフィル方式というのが書いてあるのですが、これについて、ここを読んだだけだと、ちょっと私はよくわからなかったのですが、もうちょっと具体的にしたほうがいいと思います。ただ、後で調べたら大体わかったのですが、広い空間を丈夫な躯体でつくって、中を間仕切りで仕切って自由に使えるというようなイメージだと思うのですが、それを、もうちょっとイメージなんかも入れて、わかりやすくす

るといいかなと思いました。

○根上委員長 そうですね。ちょっと唐突な感じがしますね、この言葉が出てくると。

○諏訪間委員 下に一応、注釈は入っているのですが、スケルトンとは構造躯体で、インフィルは間仕切りですと書いてあるだけなので、ちょっとわかりにくいかなと思います。

○根上委員長 わかりました。

何でスケルトン・インフィル方式を採用するのかという意図を明確に示したほうがいいかなということですね。

○諏訪間委員 そうですね。

○根上委員長 ただ長い間、この施設を使い続けていくうちには、いろいろ社会のニーズとか福祉のあり方も変わってくるので、できるだけ空間的に、その変化に対応できるような方式を事前に取り入れておこうということで、可変性の高い建築ということで考えられているのかなと思いますが、もう少しわかりやすく。

ほかは、いかがでしょうか。

○永並委員 永並です。

ちょっと、これをお示しされただけでは、今すぐこれでいいというふうなことを十分に理解はできていないのですが、この先ずっと検討していく中で見直しをしながら、最終的に、こういう案がいいのではないかというものを出していければと思いますが、いかがでしょうか。

○根上委員長 まだ、今後とも検討を続けていくということによろしいですかね。

理念が具体的にいいか悪いかという議論というのは、なかなかしづらいものもありますが、きょう見ていただいて、今後、議論の中で、もう少し理念にこういうキーワードを加えたほうがいいのではないかとか、そういうアイデアなんかも出てくるかと思っています。また、それはそれで、ご意見が出たときに、委員会でいただければと思います。

それでは、きょう出たご意見については、なるべく次回の委員会までに反映させていただくというように、今後とも、継続的に、理念の検討は進めていきたいと思っています。

(4) 建設基本計画（素案）における導入機能等の検討

○根上委員長 それでは、続いて議事の(4)建設基本計画（素案）における導入機能等の検討に移りたいと思います。

導入機能の検討については、どのような機能が導入の候補にあるのかということとか、その機能の内容など、いろいろとご説明いただくところが多いかと思うので、本日の時間内で、これを全て深く議論はできないだろうと思います。

特に、具体の施設内容にかかわる面積とか規模という部分については、まだ現在は検討中という部分もあり、なかなか難しいかなというようなことで、とりあえず、まず面積よりも導入を予定している機能の内容についてご説明いただきながら、勉強しながらということでご意見をいただいて、また、次回に、宿題として事務局にこういう資料を用意してほしいと、そういうような議論をこれから残りの時間はしていただきたいと思っています。

では、機能の内容についての説明は、できるだけわかりやすく丁寧をお願いしたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 資料⑬及び資料⑭をごらんいただきたいと思います。いずれもカラー刷りのものがございます。

資料⑬は、折り畳んでございまして、A3サイズのものでございますが、建設基本計画（素案）に記載してございます各機能の内容のダイジェストですね。こちらを一覧にしてまとめたものがございます。内容、現在の実施形態、利用者のデータ等について記載してございまして、資料⑭は、各機能間での連携をイメージとしてまとめたものがございます。

資料⑬と⑭の各機能の色分けは、それぞれが対応してございまして、両方あわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思えます。

よろしく申し上げます。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） それでは、資料⑭のこちらのイメージ図のほうをごらんいただきながらのほうがいいのかなと思えます。

本日は、資料にございます各機能の担当者のほうも出席しておりますので、順に機能の内容についてご説明申し上げます。

資料や説明へのご質問につきましては、全ての機能説明が終了後にお受けしたいと思っているのですが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（前島福祉会館等担当課長） ご異議ないようですので、それでは、まず最初に、福祉総合相談窓口機能について、担当の地域福祉課長のほうからご説明いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

それでは、まず最初に、福祉総合相談窓口の機能ということで、現段階ではございますが、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

福祉部門については、窓口の一つの相談事で終わるのではなく、場合によっては、何らかの事情、高齢、障がい等、複合的に重ね合っているケースというのはあると思っております。

例えば、認知症の親と障がい者の子の2人暮らし、高齢の障がい者など、複合課題のある方、どこに相談してよいかわからない、生活、福祉に関する困り事、複数の部署にまたがるような相談、身近な知人がおらず、ひとりで悩んでいるような方には、気軽に相談できる窓口であると同時に、必要な支援を的確につなぐ機能を持つ福祉の総合相談窓口が必要だと考えているところでございます。

相談者が少しでも気軽にさまざまな支援を漏れなく受けられるように、総合的にコーディネートできる専門的な知識を持った相談員の配置を想定し、多種多様な窓口につなぐことが必要だと考えているところでございます。

福祉総合相談窓口に従事する方の資格は、社会福祉士なのかどうかは、現在は検討中のところでございます。

先日、ちょっと私は参加させていただけなかったのですが、所沢の例が、まさに、今後、私たちが福祉総合相談窓口を考える上では、参考になるのかなと思っております。委託という形になるのかなと思っております。今後、所沢さんのを研究していきたいと思っております。

福祉会館に関しましては、市民の活動や健康、子ども家庭支援センターなど、従前以上の利用者を見込み、窓口相談の存在の周知も進む上に、親しみやすく相談のハードルを下げる効果を期待していると。総合相談窓口があることによって、いろいろな方が集っていらっしゃいます。そこで、いろいろな、どんなささいなことでも、相談のハードルを下げられるような福祉会館の機能を持つような、総合相談的な窓口を目指していきたいと思っていますところでは。

以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 続きまして、保健センター機能についてご説明いたします。

○石原健康課長 健康課長でございます。

保健センターの機能につきましてご説明を申し上げます。

保健センターは、平成7年に、東京都の保健所として建設された建物が、各市に保健センターを設置することとなりまして、平成9年に、小金井市が東京都から土地と建物の小金井市が使う部分を買って開設をしたものでございます。

現在の保健センターの建物の中には、子ども家庭支援センターとファミリー・サポート・センターも、あわせて機能として入ってございますけれども、私のほうからは、保健センター機能を中心にご説明をさせていただきます。

保健センターを所管する健康課は、成人と乳幼児、産婦などの保健衛生を所管する部門でございます。成人の方の保健衛生事業としては、健康診断などの集団健診やがんの集団検診事業などを、保健センターの中で一部行ってございます。

保健センターで行っているもの以外の健康診断などにつきましては、各医療機関で受診するほうが便利なものについては、各医療機関での受診をお願いしております。

それから、乳児や産婦の健康の診査につきましては、もともと、乳児や妊産婦の健康を管理することを主に健康診査を行ってきたところでございますけれども、近年は子どもの虐待の問題などもありますので、健康とともに、子どもや妊産婦の家庭の状況の確認、それから発達の状況の確認なども、あわせて確認することが健康診査の主な役割となっています。

この支援が必要なご家庭などを発見した場合に、早期に支援につなげられるように、子ども家庭支援センターと同じ場所にあるということが、非常に連携をとりやすく、大事に至らないことの重要な点になっていることかと思っております。

それから、市内の歯医者さんでも歯科の健診とかは受けられるのですが、妊産婦やお子さんについては、保健センターのほうで健診を行うことも行ってございます。

それから、現在は、食育という、食べ物に関連して日々の生活を豊かに健康にさせていただく事業についても、保健センターで行っているところでございます。

説明は以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 続きまして、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター機能についてご説明をお願いします。

○秋葉子ども家庭支援センター等担当課長 子ども家庭支援センター等担当課長の秋葉でございます。よろしくお願いたします。

そうしましたら、今、保健センターのご説明がございましたが、その中に入ってございます子ども家庭支援センター及びファミリー・サポート・センターにつきましてご説明させていただきます。

まず、子ども家庭支援センターは、平成16年1月に核家族化が叫ばれてから、もう久しくなっておりますが、地域の子育て家庭を支援して、また、安心して皆様が健康に生活できる地域づくりを目指すために開設されたセンターでございます。

主には、親子あそびひろば「ゆりかご」というひろば事業をやっておりまして、ここでは、小さなお子様をお持ちのお父様、お母様のほうが、自由に遊んだり、おしゃべりができたりというような、子育てで煮詰まることのないような、気軽にお越しただけで相談もできるというようなひろば事業を行っております。

こちらのほうでは、集っていただくひろばだけではなく、育児教室や母親同士のグループ活動、あとは子育ての講座の開催など、それから地域支援や人材育成等なども事業として行っているところでございます。

また、あわせて子育て支援情報の提供なども行っておりまして、いろいろなことを、本当に、どんなことでも気軽にご相談いただける場として、ひろば事業を行っております。

そのほかに、本当にいろいろな育児相談から虐待のケースなどもございますが、さまざまな家庭のご相談事を総合相談ということで受け付けておるところでございます。

その中には、専門相談ということで、心理相談を行っていたり、育児不安をお持ちの親御さんの支援事業を行っていたり、あとは、ちょっと家庭での養育が大変だなというような場合に、産後の育児支援ヘルパーの業務を行ってありましたり、冠婚葬祭でどうしてもちょっと家をあけなければいけないといったときなど、お子様の預け場所ということで、子どものショートステイなども行っているところでございます。そのような、いろいろな家庭への養育支援のサービスなども提供しているところでございます。

それが、主に子ども家庭支援センターというところになります。

こちらでは、すぐ隣に健康課がございまして、健診等で気になったことや、いろいろ、そういったところもすぐ連携がしやすく、こんなところがあるよというのを、直接フロアがつながっておりますのでご案内いただけて、スムーズな連携ができていくというふうに思っております。

それから、もう一つのファミリー・サポート・センターのほうでございますが、こちらのほうは、子育て世代のサポートという一つになりますが、子育ての手助けをしてほしいと思っていられる依頼会員と、そのお手伝いをしたいという方の協力会員が、地域の中で相互に助け合うという会員組織でございます。

その依頼会員と協力会員を兼ねるといってもできるのですけれども、そういった依頼会員の方への説明会とか、協力会員になれる方の講習会などを実施しております。

そして、それぞれのご意向をコーディネートするといえますか、そういった役割で、ファミリー・サポート・センターというのを同センターの中で行っております。

説明は、以上になります。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 続きまして、ボランティア・市民活動センター及び災害ボランティアセンターについてご説明いたします。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

それでは、ボランティアセンター、市民活動センター、及び、あわせて災害ボランティア拠点、災害ボランティアセンターについて説明させていただきます。

まず、ボランティアセンター、市民活動センターにつきましては、これは社会福祉協議会の自主事業ではございますが、市としましては、この事業に対しまして、一定補助金を支出しているところでございます。

この目的としましては、ボランティアのご相談、需給調整、需要と供給ですね、その調整、あとは、ボランティアの講座の開設などを行いまして、住民のボランティア活動への参加促進と活性化を図り、ボランティア活動の幅を広げていくようなことをしているところでございます。

あわせて、青少年に対しましては、ボランティア体験学習を行い、ボランティア活動を通して、福祉教育の一環としても健全育成を行い、ボランティアへの興味・関心を持つような活動を行っているところでございます。

続きまして、その災害ボランティアなのですけれども、目的としましては、小金井市内に地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるように、小金井市と社会福祉協議会が連携し、被災者等の生活の早期安定を図ることを目的としまして、小金井市と社協さんとの間で協定を平成17年8月9日に締結するところでございます。

災害時におきましては、小金井市は、地域防災計画に基づきまして、災害ボランティアセンターを開設することとなります。社協は、市の要請に基づきまして、小金井市が開設した災害ボランティアセンターに、ボランティアの受け入れや紹介などのコーディネーターを派遣するという協定を締結させていただいているところでございます。

平時におきましては、先ほど申し上げました、ふだんのボランティアの活動の推進をしていくというところで、いざ有事となった場合は、この災害ボランティアセンターを市が開設し、そこにボランティアの方などをコーディネートするという機能を持ち合わせるものでございます。

以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 続きまして、（仮称）小金井市市民協働支援センターについて説明いたします。

○鈴木コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長の鈴木です。

それでは、（仮称）小金井市市民協働支援センター機能についてご説明いたします。

市民協働支援センターにつきましては、先ほど佐藤委員からもご紹介がございましたように、平成24年3月に、市民協働のあり方等検討委員会から答申をいただき、おおむね答申に沿った形で、設置する機能について検討を行い、今後、設置する施設として位置づけているところです。

センターのソフト機能といたしましては、相談機能、コーディネート機能、情報収集・発信機能、資金の調達支援、人材発掘・養成機能、調査研究、政策提案機能が、ソフト機能として、現在、想定しているところです。

施設内容としましては、ハードの機能といたしましては、活動場所の提供機能として、イベントの会場や、会議室などの会場としての機能、それから、インキュベーション機能、メールボックス機能などを想定してございまして、活動する機材の提供をする機能といたしましては、パソコンであったり、コピー機、印刷機等の設置、資料コーナーとして、関係書籍や行政資料などの設置が想定されているところでございます。

新庁舎建設基本計画において、市民の参加と協働を支える庁舎が基本理念として掲げられ、新庁舎にセンター機能が含まれているところでありますが、これは、先ほど佐藤委員からもご紹介いた

だいたところでは、

福祉会館の閉館や現準備室の運営体制、ボランティア・市民活動センターとの親和性が高いことから、市民協働支援センターにつきましては、新福祉会館に含めることとしていたところでは、

今回、蛇の目跡地を新福祉会館の建設地として整備されたこともあり、先ほどご説明したように、現準備室の運営体制、ボランティア・市民活動センターとの連携、休日・夜間の使用想定や行政との連携の容易さなど、諸条件を勘案した結果、新福祉会館内に市民活動支援センターを設置すべきという考えに至ったところでございます。

説明については、以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 続きまして、自立相談サポートセンター及び権利擁護センターについて説明いたします。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

それでは、生活困窮者自立支援事業を説明いたしたいと思っております。

この事業の目的としましては、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、就労その他の支援体制を構築することを目的としているところで、

平成27年4月から、生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、小金井市が社協さんに委託して実施しているところで、

自立相談サポートセンターという形で、平成27年から開設するところで、

事業内容としましては、まず相談支援事業ということで、まずは包括的に本人様の状況に応じた相談を承るといふことと、住居確保給付金の支給といふことと、離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または住宅を喪失するおそれのある方に対しまして、家賃相当分の住居確保給付金を支給するといふことです。

これらの方の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものでございます。

あとは、今年度から実施してございます家計相談支援事業というものがございます。

家計に課題を抱える生活困窮者に対しまして、必要な情報の提供または専門的な助言、指導等を行うことによりまして、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生するようなことの支援事業でございます。

この生活困窮者自立支援事業につきましては、いわゆる生活保護受給に至る前の段階で、困窮されている方に対して、自立に向けたさまざまな支援を行っているというところで、平成27年4月から法律で施行されたことに伴いまして、27年4月から、自立相談サポートセンターという形でさまざまな事業を展開しているところでございます。

続きまして、福祉サービス総合支援事業、権利擁護センターふくしネットこがねいについてご説明いたします。

この事業の目的としましては、認知症高齢者や知的障がいのある方、また精神に障がいのある方、判断能力に不安のある方などの尊厳と権利を守るためのさまざまなサポートや相談を行って、福祉サービスを安心して選択し、利用できるような支援を行うものでございます。

細かい事業の内容としまして、福祉サービス利用援助事業というのがございます。福祉サービスの手続のお手伝いや、また日常的な金銭の出し入れのお手伝いなどを行っているところでございます。

そのほかに、権利擁護相談、あとは成年後見制度の利用を進めていくための成年後見制度推進機

関としても活動しているところでございます。成年後見制度を利用する方に対しての、まずは相談、あとは金銭的な補助・支援等を行っているところでございます。

この事業につきましては、今、社協さんが実施してございまして、小金井市が社協さんに委託をして、実施しているところでございます。

以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長）　続きまして、障害者就労支援センターについてご説明いたします。

○藤井自立生活支援課長　それでは、障害者就労支援センター機能につきまして、自立生活支援課長のほうから、私のほうからご説明させていただきます。

障害者就労支援センターにつきましては、小金井市障害者就労支援事業実施要綱に基づきまして、小金井市障害者就労支援センターを、平成19年12月に市の委託業務として市役所第二庁舎1階に設置、開設いたしまして、障がいのある方の就労全般に関する総合窓口として、障がいのある方、ご家族、また事業主からのご相談に対応しているところでございます。

また、就労先や実習先の確保のほか、障がいのある方の雇用の場の確保についての啓発、理解促進も含めて、多様な職場、職域を開拓してございます。

具体的には、ハローワーク、特別支援学校、障がいのある方の通所施設、作業所などからの情報を活用するとともに、情報誌の発行や企業への個別訪問なども行い、地域の中心企業など、経営者団体などとの連携を図り、障がいのある方の就労、実習生の受け入れについての活動もあわせて実施しております。

さらには、障がいのある方の就労に向けた訓練の一環といたしまして、庁内職場実習ということを行っております。具体的には、市役所各部署の仕事を切り出しまして、例えば市の発行物でございます「わたしの便利帳」に、新たにお知らせする必要があるチラシや、例えばC o C oバスの時刻表ですとか、そういった挟み込み、またあるいは、市からの送付物の切手張り等、こういったものを、市役所庁舎の会議室を利用して行っております。

また、公用車の洗車ですとか、庁内各部署の執務室内でのパソコンの入力作業、こういうことも行っておりまして、その対価として工賃を支払っているところでございます。

これら職場実習の作業に当たりましては、ただいまご説明したとおり、市役所庁舎と近接していることが望ましいことから、市役所庁舎と近接あるいは合築する予定である（仮称）新福祉会館の中にその機能を有すこととの考えに至ったところでございます。

説明は、以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長）　続きまして、福祉サービス苦情調整委員についてご説明いたします。

○関地域福祉課長　地域福祉課長です。

それでは、小金井市福祉サービス苦情調整委員、福祉オンブズマンについて説明いたします。

市が行う福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービスに対する市民の信頼性を高めることを目的としているところでございます。

現在、オンブズマン、委員の先生は二方おりまして、お二方とも弁護士の方が委員として赴任されているところでございます。

市民の方から、福祉サービスに対しての苦情につきまして第三者的機関の立場で聞いて、必要に応じて市に是正勧告等を行うという、そういった中立機関でございます。市の直営でやっているところです。

以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 最後になりますが、社会福祉協議会について説明いたします。

○関地域福祉課長 地域福祉課です。

社会福祉協議会につきましては、旧福祉会館にございまして、今、閉館に伴いまして、民間の賃貸物件のところに事務所が変わりまして、そこで運営しているところでございます。

いわば、社会福祉協議会につきましては、市の福祉の両輪と言われていまして、行政ができないことにつきまして社会福祉協議会がさまざまな役割を担っていただくというところで、現在も、今、さまざま、生活困窮者サポートセンターと権利擁護ということを申し上げました。それと、災害ボランティアの関係等、社会福祉協議会がさまざま担っているところでございます。

市は、社会福祉協議会に対しまして、人件費等を含めました補助金を運営しているところでございます。

以上です。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 個別機能についての説明は、以上となります。

○根上委員長 資料⑭に共有機能とか貸室機能も入っていますが、そのあたりについての説明は不要でしょうか。できれば説明していただいたほうがいいと思います。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 素案の10ページ、こちらが多目的室、マルチスペース及び家事実習室について、想定される行政で行う事業についてまとめたものでございまして、資料⑭の一番下、濃い青の部分が、このようになってございます。

多目的室、マルチスペース、家事実習室、それぞれございますが、それが旧福祉会館にございました集会室、AからDまでございます。それと公民館の学習室、視聴覚室、家事実習室等々をイメージしたものでございまして、広く市民の皆様にお使いいただけるスペースを考えてございます。

我々行政機関が使う、もしくは使いたいと考えている想定事業につきましては、素案の10ページのとおりでございます。

マルチスペース等も福祉会館にございましたロビーの機能ですとか、娛樂室の機能ですとか、そういったものを集約し、かつ発展させたものとしてお使いいただければと考えてございます。

貸室機能の下の部分は、以上でございます。

続きまして、資料⑭の右側、共有機能でございます。

⑬、A3判の縦をあわせてごらんいただきたいと思います。

右側に想定スペースという欄がございまして、それぞれ用途ですとか想定面積といったものが記載されているかと思えます。この部分が、イメージ図として落とされたものでございまして、例えば青色とピンクの保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター、この三つの機能がございまして、こちらが右側の想定スペースで見ますと、それぞれ個別に事務所等の広さを持ちつつも、共有できる部分については共有していきたいとの考えから、共有部分が225平米というような記載になってございます。それぞれこの右側の部分と資料の⑭の右側の部分

をあわせて見ていただければ、イメージがしやすいかと思います。

雑駁ではありますが、以上です。

○根上委員長 ありがとうございます。

現在の市の福祉サービスに必要な機能及び理念に沿って、今後、必要となる機能を、このように整理いただいたかと思います。

それでは、ただいまのご説明いただきましたこの機能について、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○荒井委員 よろしいでしょうか。荒井です。

特に機能の中で、福祉総合相談窓口ですね。ここがとてもいいと思ひます。必要だと思われまひます。また、地域自立支援協議会の中で、機能について、いろいろと興味を持っている方がいらっしやひまひます。

説明の中で、所沢を参考にして、それを委託するという形で話がありまひして、ともかく地域自立支援委員の意見を集めてあります。

これからお話ししますので、よろしいでしょうか。

一つ目、福祉総合相談窓口機能について、ほかの自治体をモデルにしたものかどうか。

福祉総合相談窓口の業務委託として想定している団体は、どのようなものなのか。二つ目です。

それから三つ目、もし福祉総合相談窓口を業務委託しない場合は、どのように運営していくのか。

それから、今度は四つ目、福祉総合相談窓口の機能は、地域生活支援拠点の面的整備として、一翼を担う機関として想定しているのでしょうか。

五つ目、古い計画の中で、設置時に予定していた障がい者のいろいろな相談、支援が三つあります。障害者地域自立生活支援センターと、二つ目、精神障害者地域生活支援センター、障害者就労支援センター、その三つがありますね。古い計画の中では、それを入れるという案があったと思ひまひます。けれども、新しいその計画を見ると、障害者地域自立生活支援センターと精神障害者地域生活支援センターそらは、機能が新しいその計画の中には入っていないように思ひまひます。入るのかどうか、その経緯を説明していただきたいと思ひまひます。

六つ目です。就労支援センターの機能については、利用者、障がい者ですね。いろいろな利用者の特性を配慮した機能があるかどうか、それを確認したいと思ひまひます。

○根上委員長 ありがとうございます。

何点かご質問いただきました。それについて、事務局からお答えいただければと思ひまひます。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

それでは、今、荒井委員からご質問いただきまひして、冒頭、総合相談窓口、三ついただいたと思ひまひしてごまひまひます。現段階でお答えできる範囲だと思ひまひますが、お答えさせていただきたいと思ひまひまひます。

まず、1点目ですね。福祉総合相談窓口について、モデルとなった自治体があるのかということだと思ひまひます。

この素案、理念をお話しさせていただくときに、地域共生社会の実現という話があったと思ひまひまひます。まさに、その考えに立脚した形で、この福祉会館というのはあるべきかなというところで、考

えがスタートしたと思ってございます。

福祉の相談につきましては、多種多様な、一つの相談事で終わるということではなく、複合的なものがあるだろうというふうに思っているところでございます。従来の縦割りと言われていた体制ということではなく、丸ごと、まずは相談を受けるという機関を設けるべきだという考えがあって、総合相談窓口というところを新しい福祉会館の機能として考えたところです。

続きまして、では、具体的にそれをどのような形でやっていくのかというところでございます。具体的に、今、こうこうしますというのは、ちょっとまだ言えない部分もあるのですが、基本的には委託という形かなと思っているところでございます。

ただ、では、具体的に委託先ということかなと思っていて、今、想定にあるのかという話がございましたが、今の段階では、ここですというのは、ちょっと申しわけございませんが、言える段階ではございません。ただ、先日、所沢市さんを訪問させていただいて、そこが一つ、ある意味、それがモデルというか参考になるのかなというふうには思っているところでございます。

では、三つ目は、委託でない場合はどうなのかというご質問だったかと思いますが、今の段階では委託という形かなと思っているところでございますということでお答えさせていただきます。

以上です。

○藤井自立生活支援課長 それでは、自立生活支援課長のほうから、荒井委員からいただきました6点のうちのご意見4、5、6、三つの意見につきまして、ちょっとお答えさせていただきます。

4点目のご意見が、福祉総合相談窓口の機能として地域生活支援拠点、これの一翼を担う機関として想定しているかというようなご意見だったかと思えます。

まず、この地域生活支援拠点とは何ぞやというところなのですが、地域生活支援拠点とは、障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、障がいのある方の高齢化、重度化や、親なき後を見据えまして、さまざまな支援が切れ目なく提供される必要があることから、こうした障がいのある方の生活を地域全体で支える体制、仕組みづくりの構築を地域生活支援拠点といいます。

これは、現在、各市町村におきましても、この地域生活支援拠点の整備に向けた検討が、今、なされているところでございまして、小金井市におきましても、地域自立支援協議会の専門部会の一つであります相談支援部会、こちらのほうで、今年度、協議をしているところでございます。

ご意見にありました福祉総合相談窓口の機能は、地域生活支援拠点の面的整備において一翼を担う機関として想定しているかというようなご意見ですが、福祉総合相談窓口機能は、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に適切な機関へつなぐ機能を有することを想定しておりますことから、小金井市におきましても、地域生活支援拠点を実施した際には、貴重な重要な橋渡しを担う機能であるということは、現段階で考えているところでございます。

それから、5点目にいただきましたご意見です。ご意見の内容は、旧建設計画案、皆様にお配りしております素案の1ページの中段に、その旧建設計画案のことも記載してございますが、この旧建設計画案で設置を予定していた障がいのある方の相談支援センターとして、三つの相談機能をこの建設計画案では想定しておりました。

一つは、障害者地域自立生活支援センターというもの、二つ目は、精神障害者地域生活支援センター、それから三つ目は、先ほど私がお説明いたしました、障害者就労支援センター、この

三つの機能を入れるということを想定していたところですが、今回の（仮称）新福祉会館建設基本計画の素案におきましては、1点目の障害者地域自立生活支援センターと、2点目の精神障害者地域生活支援センターそらが、その機能に入っていない、その理由を求めるといようなご意見だったかと思えます。

ちょっとご説明いたします。

1番目の障害者地域自立生活支援センター、これは主に身体障がい、知的障がいの方の相談事業を行っているものでございまして、場所は、緑町に設置してございます障害者福祉センターの中にその事務所機能を有しております、その二つのセンター、ともに同じ社会福祉法人に、障害者福祉センターのほうは指定管理委託で、障害者地域自立生活支援センターは業務委託として運営しております、これは従事する職員が同じ社会福祉法人でありまして、一部、兼務を行っている状況にございます。

障害者福祉センターについては、1事業者による安定・継続的な運営の要望というものを、障害者福祉センターをご利用されているご利用者、保護者の方からいただいていることから、今後、指定管理委託の契約期間が切れるところで、民間委譲を視野に入れた検討を行うという予定でございます。

そのため、その障害者福祉センター、また地域自立生活支援センターに従事する職員が、一部兼務を行っている状況でございますことから、障害者地域自立生活支援センターのみ、ほかの場所で行うと、社会福祉法人の人的措置が担保できなくなるということから、引き続き、この二つのセンター事業は、一体的に同じ法人が同じ場所で運営することが望ましいということ、受託している社会福祉法人様と確認しております、引き続き、現在の緑町の場所で行うということで整備いたしました。

それから、二つ目の精神障害者地域生活支援センターそらにつきましては、以前から、このそらの運営法人様から、現在の場所での事業運営を行うには施設面積が狭くて、ご利用されている方が相談しづらい状況であることや、訓練活動スペースも不足しており、また、職員数に対し、事務机等の設置数も限られている状況であること、さらには、今後、新たな法人様独自の事業運営を行いたいとお申し出も受けていますことから、より広い場所が必要であるのご要望を受けてございまして、ご利用される方が利用しやすい環境づくりのために一定の面積を有した場所への移転が必要な状況であることから、この間、受託している法人様と協議を行ってきたところですが、現在、（仮称）新福祉会館は、平成33年度建設を目標としているところですが、その期間まで、現在の場所での運営はちょっと耐えられないとお申し出も受けていることから、そらにつきましては、早期の移転について、改めて法人様と協議を開始しているところでございます。

いずれにしても、福祉総合相談窓口から、これら障がいのある方の相談、機能、事業に適切に引き継ぐものと考えているところでございます。

それから最後、6点目のご意見ですが、障害者就労支援センター機能の面積につきまして、職場実習時の作業スペースの確保を求めたいといようなご意見だったかと思えます。

障害者就労支援センター、先ほども私がお説明いたしましたが、その事業の一環として、庁内職場実習というものをしております。現在の庁内職場実習の庁内の実施場所につきましては、市役所庁舎の会議室を利用していますことから、同じ敷地に建設する予定でございます新庁舎の会議室

などのスペースを有効活用することを考えておりますということで、お答えさせていただきます。

以上です。

○根上委員長 荒井委員。

○荒井委員 ちょっと確認を一つお願いします。

障害者地域自立支援センターの中で、今の場所は、非常にいいというなお話もありました。職員が何か二つを兼ねるといふ面も考えているので、古い予定があったものが、新福祉会館の中ではもうない。障がい者のいろいろ、高齢者になっていく、それも含めて、利便性などもいろいろ考えた結果、今の場所がいいという結論に至ったということですよ。

○藤井自立生活支援課長 自立生活支援課長ですが、荒井委員のおっしゃるとおりでございます。

○荒井委員 はい、わかりました。

○根上委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに……。

○永並委員 永並です。

ちょっと細かいことなのですが、4点ほど伺いたいのですが、1点は、子ども家庭支援センターの関係で、虐待の問題について、どんなふうな取り組みをされているのかという点ですね。

2点目として、(仮称)小金井市市民協働支援センターのほうで、平成28年実績ということで相談・コーディネート件数が出ていますが、具体的にどんなふうな相談があるのかですね。それで、どんなふうなコーディネートをされているか、事例を教えてくださいと思います。

あと3点目として、災害ボランティアセンターが、通常はボラセンの中に設置ということ想定しているということですが、そのボランティアセンターの中で、災害について活動をやっていくかどうかという、その3点と、それから、もう1点、このスペースの、面積の関係なのですが、ここに想定されている面積というのは、現状のものをそのまま載せているのか、これだけは欲しいということで、それを載せていらっしゃるのか、ちょっとはつきりしなかったので、その点を教えてくださいと思います。

以上です。

○根上委員長 それでは、事務局、お願いいたします。

○秋葉子ども家庭支援センター等担当課長 子ども家庭支援センター等担当課長です。

虐待の対応についてと、そういったことで、どのような取り組みをされているかというご質問をいただきました。

子ども家庭支援センターは、虐待の対策として、要保護児童対策地域協議会の調整機関となっております。適宜、そういった支援の必要な要保護児童のご家庭に関することに関しましては、調整機関として、あらゆる関係機関との調整を図りながら対応しているというところでございます。

未然に防止するという視点におきましても、いろいろな事業を通じまして、養育に困難を抱えている、支援を必要とされているご家庭がありましたら、支援のご提供をしていくといたしますか、関係機関ともつないでいくというようなことも含めまして対応をさせていただいているところでございます。

○鈴木コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長です。

準備室の相談、それからコーディネートの具体的な内容というご質問をいただきました。

まず、相談といたしましては、NPOの設立などの相談とか、それから、さまざまな助成金の情報が欲しいというようなことから、そういう資金面の支援の相談等をいただいている部分が多いと聞いております。

それから、行政との連携に関連して、行政庁とつなぐといいますか、そういう相談やコーディネートを行っているということでございます。

以上です。

○関地域福祉課長 地域福祉課長です。

災害ボランティアセンターの関係でお答えさせていただきます。

災害ボランティアの運用の点でご質問だったかなと思ってございます。

私、先ほど平時ではいわゆる市民の活動のボランティアセンターということで、いざ有事の際は、災害ボランティアセンターに変わるというお話をさせていただきました。

ボランティアセンターを立ち上げて、実際、新福社会館の中にそのセンターというのが事務所として、機能として立ち上がるというところで、では、実際、そこが司令塔となって、市庁舎にある災害対策本部と連携し、市の災害の状況とか、そういったいろいろな総合調整を行っていくところかなと思ってございます。

実際の受け入れの場所等につきましては、これから災害ボランティアセンターの運営マニュアルというのを、今現在、社協さんと相談しながら作成していただいているところで、今後は、具体的にどのような形で運営していくかというのは、また相談してつくっていく形になるかとは思いますが、今、地域防災計画においては、栗山公園健康運動センターも災害ボランティアの拠点として、今、位置づけられているところもございますので、そういった場所もあわせて、今後、どのような形で運営をしていくかということは、今後、マニュアル等を整備していく中で検討していきたいと思ってございます。

以上です。

○事務局（前島福社会館等担当課長） 福社会館等担当課長でございます。

想定スペースについて、今、ご質問がございましたが、こちらは現状ではなくて、庁内検討で積み上げた結果でございます。

以上です。

○根上委員長 永並委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○永並委員 はい。

○根上委員長 酒井委員、お願いします。

○酒井委員 それでは、2点ばかり伺いたい。極めて意見に近いのですがけれども、福祉総合相談窓口の関係、これは第1回でも少し関連したことをお話ししましたけれども、新庁舎が同時にできて、各福祉の主管課というのが全部、隣の新庁舎にできるわけですよね。当然、そこに窓口というのは、相談窓口が置かれるのは当然なわけで、多分、名前も相談係とかね、そういったものも置かれるわけですよね。

そうすると、新福社会館における総合相談機能と、すぐ脇にある本庁舎の各福祉セクションの相談機能とが、どうリンクするのかというところをしっかりとっておかないと、非常に無駄なものになってしまうということが、すごく感じられますね。

例えば、成年後見とか、自立支援の困窮者の問題なんかは、本庁舎ではできないことだからいいのだけれども、一般的な複合的な相談について、どこでどう扱うかというのは結構微妙ですよ。

というのは、今のお話を伺う限りは、福祉会館の総合相談窓口というのが、何人かの多分専門家は置くのでしょうかけれども、行政の実務的な機能を持たないわけですよ。つまり、実際、書類とかをですね、具体的なニーズに対してどうするかということを決しながら、物事を進めていくということは、その福祉会館ではできないわけです。

そうすると、一般的な、少し、何というのかな、たくさんはないかもしれないけれども、複合的な相談に対して、その問題をほぐして、それぞれの専門領域のことについては本庁から呼ぶか、または、お連れしていくかみたいなことなので、私の考えからすると、新庁舎をつくるならば、新庁舎の中に、しっかりとした総合相談の窓口システムですね、しっかりつくってしまうと。レイアウトも含めて。

それは、1カ所ではなくても、例えば、同じ1階のフロアに流れをうまくつくってあげれば、それはもう総合相談できてしまうのです。

僕は、そのほうがよっぽど実利的だし、役所の職員が、専門家としてきちんに対応できると、安全性も高いと思いますけれども。どこか委託を考えておられるようでしたけれども、余りそれは意味がないのではないかなというふうには思っています。

ちょっと、これはご検討いただきたいと。

あと、2点目なのですが、理念とも絡みますけれども、最初のこの「地域共生社会を実現するための拠点に」ということで、5ページにも、そのイメージ図が少し書いてありますけれどもね、新施設のイメージ。

ここで特に気になるのが、健康づくり・生きがいづくりで、私は、介護保険運営協議会から出てきている意味もあって、どうしてもお年寄りの問題が念頭にあるわけですね。

それで、この間ずっとそうですけれども、今回の新福祉会館のイメージの中には、お年寄りのことをきちんとコンセプトとして位置づけて、何とかしようというものがないわけですね。多分、それは、時代とともに、地域にいろいろな専門事業者がいらっしゃるし、地域のいろいろな集会所等を使って、いろいろな取り組みがされているので、新福祉会館で特別なことをやる必要はないのかなということなのだろうと思うのですよね。多分、検討はされてきたのだろうというふうに思いますけれども。

ただやはり、地域共生社会というときに、今から例えば3年後、5年後、10年後といたら、どのまちの地域でも、超高齢社会を迎えて、特にその健康づくりの問題、元気な高齢者が、要するに健康長寿をどう地域でうまく実践していくのかとか、さらには、いやが応にも、地域に認知症の高齢者がいっぱい出てくる。

なかなか今も、まだ薬も決定打がなかったりして、認知症になってしまったら、その進度を少し遅くするぐらいしか手だてがないわけだけれども、でも、そういう人が地域にいらっしゃるの事実なわけで、そのサポートをどうしていくのかというときに、そういったことを、まちの中で、ほかの小さな施設とか集会所はできないことを、この福祉会館の中においてできる手だてはないかということですね。お年寄りに目を向けた、そういう機能を、やはりちょっと考えるべきかなと。

ここに書いてある健康づくり・生きがいづくりというのは、まさに、そういう要素も含めてある

のかなと思うのだけれども、このことが具体的な機能というか、具体的な組織とかスペースの中には、反映されていないなということがあります。

それで、私も介護保険運営協議会の中の委員さんたちにアンケートをとったりはしたのですけれども、やはり、意見の中であったのは、一つは、認知症社会を迎えるに当たって、例えば、認知症に対応するための特別な仕掛けを持ったようなスペース、部屋を常設的に持つこととか、さらには、福祉会館が今まで持っていた機能、老人福祉センターの機能ですね、これを何らかの形で、ある程度は残せないかと。例えば、それは、人が集まりやすい、集まりたくなる場所として、例えば沙龙的な意味合いでもいいわけですよ。囲碁、将棋とか。

確かに、お風呂も欲しいとかというご意見はあったわけだけれども、そこまではちょっと言えない。三鷹市は、お風呂をつくってしまいましたけれども、ちょっと小金井の場合は、それは難しいでしょうけれども、沙龙的な要素も含めて、やはり、地域のお年寄りが集まりたくなる場所としての要素を、ぜひ、コンセプトの中には考えていくべきではないかというふうには思っております。

以上です。

○根上委員長 ありがとうございます。

2点、ご意見も含めて、いただきました。

事務局から、いかがでしょうか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長です。

今のお話ですと、一つ、見えにくい部分はまだあるのかなというところがございます。

また、市域全体に対する福祉会館の役割というのが、もう少しお示し、今後、できたらなと思いますので、そのようなことで、ひとつ対応させていただきたいなと思います。

それと、先ほどおっしゃっていたように、やはり沙龙的なスペースですとか、そういったご意見もございます。マルチスペース等は、対応しようかというところもございますが、その辺がイメージ的にお出しできていないので、お示しの仕方をちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○永並委員 関連で。

○根上委員長 では、佐藤委員が先ほど手を挙げていただきましたので、お願いします。

○佐藤委員 酒井委員の意見について、私も本当にそうだなというふうには思ったのですが、事務局のほうからも話が出ましたけれども、多世代交流スペースというのが所沢にも。あれがいいとは、私は思わないのですけれども。でも、そういう機能というのが、やはり機能として入れるというのが一つと、それから、高齢者に対する福祉とかの件に関しては、私は市民協働支援センター、今、準備室なので、支援は入れないほうが良いという意見もありましたが、今、準備室なので、なかなかできていない状態ですけれども、実際は、福祉に関するところも、NPO法人とか福祉NPO法人が、結構、地域の中で担っていることが非常に多くて、今、NPO法人連絡会も福祉NPO法人連絡会も、それなりに活動していると思うので、やはり私は、ボランティアセンターではなくて、市民活動センターと協働センターというものの機能をもっと充実させることによって、地域共生社会なり、それから、行政の縦割りではできない、暮らしていると、やはり、こっちもこっちも関係するという部分が、横のつながりというのは、やはり地域社会、市民活動団体のほうが得意分野のところもありますので、その辺をもっと充実させるような機能を持たせていくことによって、かな

り補えるというか、補えるような機能にさせてほしいというのが、私は希望なので、今、機能のこ
としかやっていないので、スペースのことは、ちょっとあれだと思うのですが、そちらの部分ちょ
っとふやせたらいいかなというふうに考えています。

○根上委員長 では、永並委員。

○永並委員 永並です。

この前、前回の意見を民生委員児童委員協議会に持ち帰りまして、ちょっとお話をしたのですけ
れども、その中で、旧福祉会館の持っていた、そういう、住民とか高齢者の方の活動の拠点であっ
たわけですよね。そういった活動の拠点であった部分は一体どうなるのかというのが、一番大きな
関心事でありました。

それで、それは具体的に、やはりもうちょっと検討してほしいなという意見が多かったのですね。

あと、高齢者の方に関しましても、民生委員の方が地域訪問、家庭訪問なんかをする中で、やは
り、あそこがなくなったことによって、行き場所をなくした方は結構いらっしゃるのですよね。元
気な方であれば、もっと活動的な方なら、ほかの部分に足を伸ばすことができると思うのですけれ
ども、やはりその辺で、なかなか遠くまで行きづらい高齢の方は、結局、ご自宅で引きこもって
いるような状態になっている、そういう方が散見されるということでした。

それと、小さいお子さんを抱えている方も、結構、活動の拠点にしていたわけですが、そ
ういう方たちも、かなり活動場所が減ったことで、市内をあちこちめぐって場所を探していらっし
やるというふうな状態で、なかなか施設の閉鎖というのは、すごく、この地域の住民の活動にとっ
て、非常に大きなダメージだったのではないかなというふうに感じるのですけれども、その辺の部
分が、この新しい施設の中で、どの程度、回復できるのか、補い切れるのか。その辺のところ
が、ちょっと気になる場所なのですよ。

この多様な市民の交流ということで、スペースがいろいろ設定されて、行政使用例なども出てい
ますけれども、その中で、子家センター等が入ってきて、そういうところでも、いろいろな講演と
か、いろいろやっていると思うのですよね。

そういうふうにやっていくと、実際に、一般の市民の方たちの自主的な活動の場というのが、ど
の程度、確保できるのかという、その辺のところ、非常に不安に思うところなのでは

○根上委員長 今のことに関連して、何かご意見がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○荒井委員 荒井です。

今、酒井委員がおっしゃったのですけれども、多目的なマルチスペースというのは、とてもいい
と思います。

例えばの話ですが、多目的、畳の部屋ですね。そういうようなところ、障がい者、知的障がい者
とかが運営しているカフェとか、または、ひろばのところ、ガラス張りですね、そういうところ
があれば、みんなが見て周りの方たちの目が行き届く、いろいろな人がいるのだなというよう
な、お互いに見ることができるような場所がいいのではないかなと思います。

例えば、ガラス張りの部屋で手話指導をしていれば、道行く人たちが、何をしているのだら
う、あ、手話かなというふうに見て、イメージができるのではないかな。後で行ってみようかな
という感じで、そういうこともありますね。

それから、いろいろな井戸端会議みたいな感じで、手話で話をするようなところ

生社会の実現ということになるのではないかと思います。

そのコンセプトというのは、すごくいいのいろいろあると思うのですが、機能、機能とばかり言っていて、そういうことばかりこだわっていても、余りちょっと、それも大事かもしれませんが、そればかりに集中してしまうよりは、いろいろな、もっと心のゆとりのような、いろいろな人がいて、いろいろな人の活動をお互いに見る。そういう形がいいのではないかと。そういう雰囲気づくりがよいと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

○上原委員 上原です。

このA3判の資料の右下の面積のところを見ていただきたいのですが、これらの必要機能の面積が算出されていて、小計で1,385平米、プラス、多目的室・マルチスペース・家事実習室等で715平米、これを合計すると、2,100平米になるのですね。それで、その下、共用部相当で1,400平米ある。

共用部というのは何かというと、廊下とか階段とか、あるいは、ちょっとしたたまり場とか、そういうものも含まれていると思いますけれども、全体の実に40%を共用部の面積に充てていらっしゃる。これは、かなり共用部が充実した面積配分だと思われま。

この前提がある上で、先ほどのスケルトン・インフィル方式という、そもそもの理念があったかと思えますけれども、動向としては、限定的な部屋をつくっていく、スペースをつくっていくというよりも、どんなスペースにも対応できるような面積のゆとりを持たせておくという、考え方もスケルトン・インフィルの一連かと思えますので、この面積配分であれば、十分な、例えば老人向けに何かをしようというスペースであるとか、あるいは、障がい者の方のために何かしようというスペースが、この多目的室とか以外にも、十分つくれるのではないかなと思われましますので、非常に考えられた面積配分だと思えます。

結局、何が言いたいかというと、限定されたスペースを幾つかつくるというよりも、どういうふうにも使えるようなスペースを設けられる余裕を持たせておくということのほうが、基本計画として大事なのではないかなというふうに思えます。

以上です。

○根上委員長 ありがとうございます。

○山本委員 山本です。

ほかの方々のご意見と重複しますが、旧福祉会館でとても魅力的だったのは、サロンがあって、囲碁や将棋をされている。横に展示室があって、作品展があったり、それから喫茶コーナーがあったりで、別に特別な用事がなくても、ちょっと通りかかって、あれ、こういうのがあるんだと立ち寄る。そのような場所が、大変魅力的でした。

それで、特に、高齢の男性の集会の場が、今、少なくなっているのではないのでしょうか。そういうところも、旧福祉会館のよかった点を残していただければと思います。

○根上委員長 ありがとうございます。

いろいろと意見をいただきましたことについては、きょう、この場で事務局からご回答というのは難しいと思いますので、次回に向けて、宿題というか、検討していただければと思っています。

実は、そろそろ終わるという時間になってしまいました。まだ、ご発言のある委員もいらっしゃる

ると思いますが……どうぞ。

○諏訪間委員 すみません、先ほど荒井委員の内容にすごく関連していたので、すぐ後にそう言えばよかったのですけれども、基本理念の図で、総合相談という部分がかかなり重要な機能として位置づけられていると思うのですが、この割り当てられているスペースを見ると、18平米ということで、かなり小さいスペースだったなということで、ちょっとびっくりしたのです。

これは何人ぐらいで、先ほどのご説明で社会福祉士の方というようなご説明はあったのですが、何人ぐらいの、どういう職種の方がここにつくのかなということも一つ、質問ではあるのですけれども。それで、この素案のイメージから、ちょっと私の意見として、ここの総合相談窓口を18平米で1個ぽんと置くというよりは、先ほどの所沢の総合相談窓口の話と関連するのですけれども、それぞれ全部、相談業務というのは、それぞれにたくさんあると思うのですけれども、それが、例えば相談事業のスペースは、極力同じフロアで行って、相談室も近くに共用で持ってくるという形にすれば、結構スペースの節約になるのかなという意見です。

例えば、建物が何階になるのかにもよると思うのですけれども、保健センターと子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター以外の機能は同じフロアにして、総合相談窓口は、今、18平米という広さだと、せいぜい二、三人の方が常駐できるかできないかという感じだと思うのですが、それをぽんと一つ置くのではなくて、それぞれの相談窓口を一つのフロアに、事務スペースを、広いところをとって、周りに相談カウンターを置いて、相談室も共有で、所沢みたいに六つはつくれないと思うのですけれども、幾つかつくってという形がいいのかなと思いました。

それから、地域自立支援協議会から出されている意見書が、先ほど荒井委員のほうからご説明がありましたけれども、私もこれはちょっと気になっていまして、自立支援協議会とかも傍聴しに行ったのですけれども、障がい者関係の機能が就労支援センターのみというところが、個人的には、ちょっと違和感がありまして、もし一つだけ障がい者関係の機能を入れるのであれば、今回の基本理念から考えても、障がい者向けの総合相談窓口のようなものを入れたほうが自然ではないかなと思いました。

緑町の障害者福祉センターにその機能はあると思うのですけれども、障がい者の方にとって、一番最初に相談に行ける窓口という立地として、緑町のあの場所というのが、ちょっとどうなのかなと、立地として、ちょっと難しいのかなとも思いました。

それがやはり、自分がまず障がい者になってしまったというときに、まずどこに行くかという、やはり市役所の近く、あるいは、福祉会館みたいな、市役所の……市役所にまず行ってしまってもいいのですけれども、福祉会館のここに相談窓口がありますよということだったら、もしかしたら、この今、想定されている小さい相談窓口に行ったとしますよね。そうしたら、緑町のほうに行ってくださいとなって、その後、また手続とかで役所に戻ってくるというような、行ったり来たりみたいなことがあると、今回の趣旨にちょっと合わないのかなという気がしました。

例えばですけれども、そういう意味では、老人福祉のほうについても同じことが言えて、老人福祉に関する相談窓口というのが、やはり機能に入っていないので、そこがちょっと、この18平米の小さい相談窓口で、それを全て担えるのかというところが、ちょっと疑問かなと思いました。

それから、就労支援センターの機能なのでも、ここもちょっとお話を伺いに行きまして、所長さんのお話では、庁内に、今、拠点があるので、できるだけ今の状況と同じ状況で事業を行い

たいというご希望で、例えば福祉会館が一体になれば、同じようにできると思うのですが、別棟になってしまう可能性もありますよね。そうすると、ちょっと厳しいのではないかなということとか、あと先ほどのご説明だと、庁内実習のスペースが足りないかもしれないみたいなご意見があるということだったのですけれども、私が聞いたところでは、実習は、例えば庁内でやっていけばできると思うのですが、今、足りないのは、どちらかというところでは、相談室のほうで、現状でもちょっと足りない状況だと伺いまして、例えば、庁内の会議室と相談室を使っているけれども、時には、交流センターに行って相談をすることもあるというようなことも伺いました。

そう考えると、この案の中に、今の現状よりちょっと狭くなったスペースというのが、ちょっと難しいのかなという気はしました。

ただ、この新福祉会館ではスペースも限られているとは思っているので、もし状況が許すのであれば、私の意見としては、就労支援センターは庁内に持っていかれるほうがいいのかとも、ちょっと思っています。

就労支援センターを庁内に持っていくかわりにというわけではないのですが、障がい者向けの相談窓口と、高齢者向けの相談窓口という、より特化した内容の相談員がいる拠点を置いたほうがいいのかとも思いました。

それから、済みません、長くなってしまって申しわけないのですが、今、多目的室とかマルチスペースというのが合算して書かれているのですが、どのくらいの広さの部屋と数を想定されているかというのは、ちょっと聞きたいのですが、それは質問で。

○根上委員長 質問の部分もありましたけれども、面積関係は、次回の議題の中心になると思いますので、また、新市庁舎との関係というところも、少し整理が必要な部分もありました。それで、一度、きょうはご意見ということで承って、次回、少し整理して事務局のほうから、ご回答を含めていただきたいということによろしいでしょうか。

○諏訪間委員 はい。ちょっと、それを質問した意図は、市民協働支援センターとボランティア・市民活動センターのほうにもお話を伺いに行ったのですが、この二つの機能については、萌え木ホールみたいな広い集会施設よりも、市民の方が数人でちょっと打ち合わせできるようなスペースがあるといいというお話だったので、できればマルチスペースとか、多目的室でも、ちょっと小さ目の部屋というのでも必要かなという意見です。

という感じで、以上です。

○根上委員長 わかりました。ありがとうございました。

もう時間が回ってしまいましたが、まだご発言されていない委員がいましたら、一言いただきたいと思います。

○諏訪間委員 済みません、もう一つだけ質問していいですか。

社会福祉協議会の一番下に、この機能一覧のところでは人数が書いてあるのですが、25人と書いてあるのですが、これは上の社会福祉協議会に委託した、ここに書いてある2人とか、非常勤5人とか、それを全部合わせた人数ということでしょうか。それとも、これと別に25人なのでしょう。

○根上委員長 では、これは簡単にお答えいただければと思います。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 合わせた人数です。

○諏訪間委員 合わせた人数。了解です。

○根上委員長 ほかに、ご発言のある委員の方、いらっしゃいますか。

○佐藤委員 ちょっと具体的内容ではないのですが、この委員会の開催の回数が非常に少ないので、今、8時でということ、あれなのですが、場合によっては、次回以降、例えば、ちょっと延長ぎみ、もし議論が終わるのであれば、もちろん早く終わらせるにこしたことはないのですが、積み残しそうになりそうで、もう一回ぐらい、ふやさない、とても素案がまとまらないというようなことになりそうな場合は、若干時間を延長してやるということが可能なかどうか。もし可能であれば、私は、ちょっと提案させていただいて、30分ぐらいの延長が可能な会議にするということはどうなのでしょう。

○根上委員長 それは、委員の皆さんのご都合によるかと思います。

○佐藤委員 委員の意図で決めていいのですか。

○根上委員長 あとは、事務局のほうのお考えもあると思います。

どうでしょうか。議論が足りないということであれば、回数をふやすことも可能かと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（前島福祉会館等担当課長） 福祉会館等担当課長です。

現段階ではいいとか悪いは言えないのですが、そういった場合があれば、当然対応しなくてはいけないのかなというふうには思っております。

○根上委員長 きょうも30分ぐらいは超過しそうですので、申しわけないですが、そのぐらいの超過をお考えいただければありがたいと思います。

○諏訪間委員 もう一点、いいですか。

多分、きょうもすごくいろいろな意見が出ていますし、ただ意見を言っているだけで終わってしまっている感じで、何もまとまっていないと思うのです。なので、この感じで機能がまとまるかという、ちょっとどうなのだろうと思うので、ワークショップ的なことをちょっと取り入れてみてもいいのかなと思いました。意見として。

○根上委員長 わかりました。

ワークショップについても、この後、説明をいただきますので、一旦ここで終了させていただいて、また引き続き、次回もこの機能についての検討をしていただくこととなりますので、本日のところは、これで終了して、さらに詳細なご検討や取りまとめに向けての議論を、次回に進めていきたいと思っております。

あとは、意見・要望シートもありますので、きょう意見を十分お話しできなかったという委員の方や、資料などを次回までに用意してほしいということがありましたら、また、事務局に文書で提出いただければと思います。

4. その他

(1) ワークショップの開催について

○根上委員長 それでは、次第4のその他のところで、ワークショップの開催について、説明をお願いいたします。

○今井企画調整担当課長 長時間の会議、お疲れのところ、失礼いたします。

企画財政部企画政策課調整担当の今井と申します。

お見知りおき、お願いいたします。

資料の⑤としてお配りしてございます庁舎建設予定地活用市民ワークショップのご案内ということで、ご提案をさせていただいた次第です。

委員の皆様におかれましては、市民検討委員会のご議論もある中、ご多忙とは存じますが、ワークショップの開催についてご案内させていただきます。

庁舎建設予定地での整備を前提条件としまして、ただいま（仮称）新福祉会館建設基本計画の策定に取り組まれているところ、新庁舎の基本理念と新たな福祉会館の基本理念をともに庁舎建設予定地において実現していくというお考えにつきましては、市域中央に位置する1万平米を超える貴重な土地であります庁舎建設予定地の有効活用にもつながるものと考えてございます。

私のほうは、庁内に設置しました、庁舎建設予定地マネジメント作業部会の事務局を担当してございまして、新庁舎と（仮称）新福祉会館について、公共施設マネジメントの視点をもって、親しみやすく便利な施設とすることを目指してまいりたいという考え方を持っております。

そのためには、市民の皆さんの目線が大切でありまして、いただいたご意見やアイデアを生かす手法といたしまして、株式会社大建設さんのご協力を仰ぎながら、ワークショップを開催することを企画し、本日は、そのご案内チラシを配付させていただいたところです。

こちらの受け付け期間につきましては、9月25日まで、郵送、ファクシミリ、Eメールにて参加申し込みを受け付けておりますので、参加を希望される方につきましては、企画政策課まで、ご連絡を頂戴したいと思っております。

また、本日、ご参加のほう、申し入れたいという方がございましたら、私のほうまでお声がけいただければと思います。

私のほうからは、以上となります。

○根上委員長 委員の方からも積極的にご参加いただきたいということです。

いかがでしょうか。

今、この場で参加するという方がいらっしゃったら、ちょっと手を挙げてください。

佐藤委員、上原委員。

○諏訪間委員 私は、もう申し込みました。

○根上委員長 それでは、まず3人の委員は参加いただけるということですので、ほかの委員も、ちょっとスケジュールを調整していただいて、参加できるようであれば、事務局のほうに申し出ていただければと思います。

○酒井委員 参加と見学というのは、別なのでしょう。

○今井企画調整担当課長 見学のほうは、受け付けてございます。

（2）次回の開催日時について

○根上委員長 それでは、その他の（2）次回の開催日時、事務局、お願いします。

○事務局（山口福祉会館等担当主査） 今後は、控えてございますパブリックコメント等のスケジュールから逆算いたしまして、今後の委員会スケジュールについて、まことに申しわけございませんが、これから申し上げる日程で開催をお願いしたいと考えてございます。

あくまでも第1希望ということで、日時を申し上げたいと思います。

まず、次回第3回の開催日時でございますが、事務局としましては、10月6日金曜日の午後6時、同じ時間ですね。場所も、こちら801会議室でお願いできればと思っております。

続きまして、次々回第4回の開催日時は、11月1日水曜日、午後6時から、会場は、また同じくこの801会議室でお願いをしたいと思っております。このスケジュールは、その後の11月の中旬から1カ月程度を見込んでございます建設基本計画（案）のパブリックコメントの期間を見越してのスケジュールとさせていただきました。

まことに申しわけございませんけれども、我々の希望としては、次回が10月6日、その次が11月1日ということをお願いしたいと思っております。

予備日として何日かございますが、その辺の検討もよろしくお願いたしたいと思っております。

○根上委員長 大変タイトなスケジュールの中で、諸般の事情で余り候補日がないようで、まず第1希望のご説明がありました。

いかがでしょうか。

〔次回及び次々回委員会の日程調整〕

○根上委員長 それでは、第4回については、11月7日ということで決めさせていただきます。

第3回については、10月6日金曜日ということでよろしいですね。午後6時から8時、延長して8時半というぐらいですね。

では、第3回が10月6日の6時から、第4回が11月7日の6時からということで決めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、全体を通して、何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 閉 会

○根上委員長 それでは、これで本日の議事は全て終了になります。

これで、第2回（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会を終了いたします。次回もよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

以 上